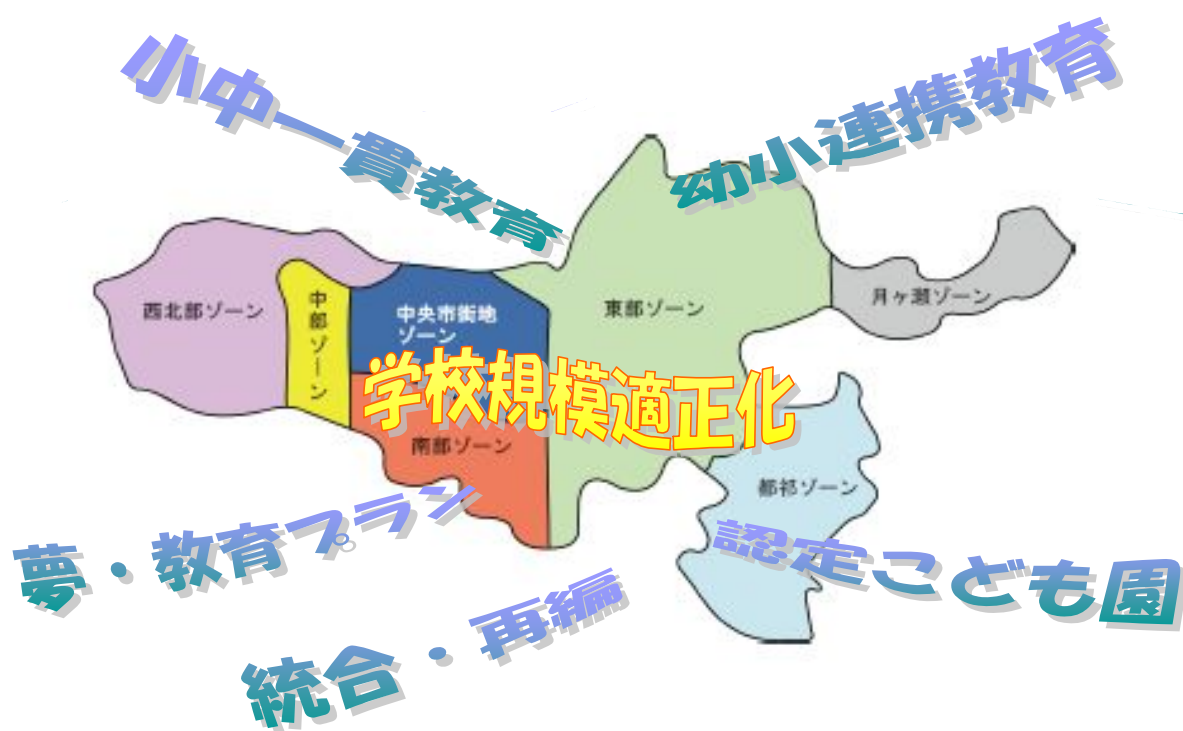


確かな学力と規律あるたくましい子どもを育むために

奈良市学校規模適正化実施方針及び
中学校区別実施計画(案)【概要版】

適正規模の確保・特色ある教育の推進・地域との協働



平成20年1月

奈良市教育委員会

奈良市では

確かな学力と規律あるたくましい子どもを育む教育を進めます。

本市では、国や県の教育の方向性を十分に踏まえ、これまでに取り組んできた教育改革の成果を生かし、確かな学力と規律あるたくましい子どもを育む教育の推進を図るため、次の内容に重点的に取り組んでいます。

幼児教育の充実

基本的な生活習慣を身に付けさせ、義務教育の基礎を培い、円滑に小学校につなげます。

- ① 幼小連携教育の推進
- ② 「認定こども園」制度の導入



義務教育の充実

9年間の連続した学びの中で、確かな学力と豊かな人間性の育成を図ります。

- ① 小中一貫教育の推進
- ② 小学校低学年の30人学級導入



学校・家庭・地域の連携・協働

学校・家庭・地域が、それぞれの機能や役割に基づいて、地域社会全体で子育てや教育を行います。

- ① 「夢・教育プラン」の推進
- ② 「放課後子ども教室」の導入



課題として

少子化により学校規模の適正化が必要となっています。

本市の子どもの数は、幼稚園は昭和54年度、小学校は昭和57年度、中学校は昭和62年度をピークに減少傾向に転じ、学校・園が小規模化しています。全国的に少子化が進むなか、市全体としては、この傾向は続くものと予想されますが、大規模集合住宅等の開発が進む校区では、子どもの数の増加がみられます。

学校規模の現状は

平成19年5月1日現在

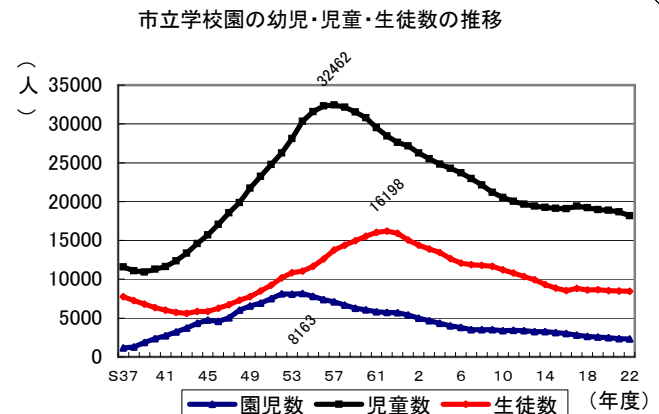
	最小規模		最大規模
	幼児・児童・生徒数及び学級数		幼児・児童・生徒数及び学級数
A幼稚園	3人で2学級編成	B幼稚園	157人で6学級編成
C小学校	23人で3学級編成(複式学級)	D小学校	924人で28学級編成
E中学校	35人で3学級編成	F中学校	858人で23学級編成

※学級数には特別支援学級の数は含まない

このような状況に対して

市政運営の基本計画である「奈良市第3次総合計画」では、市立幼稚園・小学校・中学校の規模及び配置の適正化を図る必要があるとしています。

そこで、平成18年6月「奈良市学校規模適正化検討委員会」(会長 重松敬一 奈良教育大学副学長)を設置し、学校規模の適正化について諮問しました。



平成18年度には

奈良市学校規模適正化検討委員会では委員会8回と作業部会10回を開催するとともに、学校・園の現地視察やパブリックコメントなどを実施し、活発な検討が行われました。

平成19年4月

「奈良市学校規模適正化基本方針(提言)」をいただきました。



重松会長(右)から提言が手渡されました。

提言では、小・中学校及び幼稚園の統合・再編が単なる数合わせに終わるものではなく、奈良市の特色ある教育の位置づけとなるような次の提案もいただきました。

- 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続を図る「小中一貫教育」や「幼小連携教育」の推進
- 「認定こども園」制度や「特認校」制度など従来の枠組みを超えた新たな制度の導入

提言をもとに平成19年度に教育委員会では「奈良市学校規模適正化実施方針」を策定しました。

平成20年1月

「奈良市学校規模適正化実施方針」を策定しました。

奈良市教育委員会では、「奈良市学校規模適正化基本方針（提言）」（平成19年4月）を踏まえて、子どもたちに多様な教育活動の可能性が広がる学校教育環境を提供するため、市としての方針である「奈良市学校規模適正化実施方針」及び「中学校区別実施計画（案）」を策定しました。

奈良市学校規模適正化実施方針 -適正規模について-

(1) 市立学校・園の適正規模

奈良市立学校・園の普通学級数による適正規模を次の通り決定しました。

幼稚園（2年保育の場合）	4学級～6学級（1学年2～3学級）
小学校	12学級～18学級（1学年2～3学級）
中学校	9学級～18学級（1学年3～6学級）

※学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合にはこの限りでない。」（中学校にも準用）とされています。

(2) 学校規模の基準

適正規模を基準として、普通学級数及び幼児・児童・生徒数により、学校規模の基準を右表のように定めました。

	過小規模	小規模	適正規模	大規模
幼稚園	1学級 または 2学級で30人未満	2学級で30人以上 または3学級	4～6学級	7学級以上
小学校	1～5学級 または 6学級で100人未満	6学級で100人以上 または7～11学級	12～18学級	19学級以上
中学校	1～5学級	6～8学級	9～18学級	19学級以上

(3) 適正化の対象となる学校・園

平成15～24年度の幼児・児童・生徒数の推移をもとに、「学校規模の基準」により、次の条件にあてはまる学校・園を適正化の対象としました。その他の学校・園については今後の推移を見極めながら必要に応じて検討します。

① 過小規模校

過小規模校の条件としては、平成15～24年度までの10年間、継続的に過小規模である次の学校・園とします。

※（ ）内の数字は平成24年度の幼児・児童・生徒数の推計値

幼稚園	鼓阪(13)、精華(4)、狭川(現在休園中)、大柳生(7)、田原(6)、帯解(20)、佐紀(19)、佐保台(20)
小学校	精華(25)、田原(50)、柳生(35)、大柳生(20)、相和(35)、月ヶ瀬(60)
中学校	田原(27)、柳生(18)、興東(40)、月ヶ瀬(51)

② 適正化が早期に必要な小規模校

適正化が早期に必要な小規模校の条件としては、平成24年度の推計値〔（ ）内の数字〕で、園児数が45人以下の幼稚園及び児童・生徒数が160人以下の小・中学校とします。①の学校・園は除きます。

幼稚園	東市(21)、鶴舞(39)、右京(31)、平城西(21)、神功(44)、朱雀(45)、鼓阪北(21)
小学校	鼓阪(126)、帯解(149)、佐保台(102)、並松(70)、都祁(115)、吐山(62)、六郷(71)
中学校	なし

③ 適正化が早期に必要な大規模校

適正化が早期に必要な大規模校の条件としては、平成24年度の推計値〔（ ）内の数字〕で9学級以上の幼稚園及び25学級以上の小・中学校とします。

幼稚園	なし
小学校	富雄北(25学級・845人)、六条(26学級・794人)、三碓(30学級・955人)
中学校	富雄(27学級・1042人)

(4) 実施計画の期間

実施計画の期間は、全体計画を平成19～28年度までの10年間とし、「前期」「中期」「後期」の3期に分けました。

前期	平成19～22年度	①過小規模校及び早期に適正化の必要な小規模校・大規模校から優先して適正化を計画。 ②小規模解消のモデルケースとしての適正化を計画。
中期	平成23～25年度	①幼児・児童・生徒数の推移など当面の様子を見て判断するものの適正化を計画。 ②大規模な改修や新たな制度の導入などで準備に時間を要するものの適正化を計画。
後期	平成26～28年度	①適正化に複数の段階が必要なものの最終段階の適正化を計画。

※「前期」「中期」「後期」の実施予定を中学校区別に整理したものとして「中学校区別実施計画（案）」を作成しました。その内容を一覧表にまとめたものを裏面に掲載しています。

奈良市学校規模適正化実施方針 -適正化の進め方について-

(1) 地域別実施計画

実施計画については、一度に10年間の全てについて具体的な計画を策定するのではなく、中学校区別実施計画（案）の前期に計画されているところから地域の実情に即し多様な工夫を行い、地域別実施計画を策定します。なお、地域別実施計画策定にあたっては地域別実施計画（案）の段階で公表します。

(2) 適正化の手法

適正化の手法については、「基本方針（提言）」を踏まえ、学校・園の統合・再編だけでなく、小中一貫教育や小学校に幼稚園を併設して、幼小連携教育を実施したり、3歳児保育（幼稚園型「認定こども園」）や「特認校制度」を新たに導入したりするなど、地域性等を考慮した個性や特色のある学校づくりに努めます。

(3) (仮称)学校規模適正化推進協議会の設置

対象地域において保護者・地域の方の代表や関係学校・園からなる「(仮称)〇〇地域学校規模適正化推進協議会」（以下「推進協議会」）を設置していただき、地域別実施計画（案）について十分協議し、適正化を進めます。

(4) 適正化において考慮すべきこと

教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを推進します。また、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、地域と学校が連携・協働し、「学校」を核とした地域づくりに努めます。

なお、統合・再編により適正化を図る場合については、特に次の各項目について配慮し進めていきます。

① 各学校・園で進められている学校経営について

統合・再編の対象となる学校間で連携して教育課程の編成や、教育方法、学校運営等の整合を図るようにします。

④ 学校指定用品について

統合・再編にあたり、新たな保護者負担が生じないように努めます。
例えば、学校指定の体操服など統合後も使用できるようにします。

② 教員の配置、クラス編成等について

統合・再編による環境変化に対応し、幼児児童生徒の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合・再編までの間の交流や学校運営について十分な検討を行います。また、統合・再編時においては、幼児児童生徒の学習面・精神面に配慮した体制づくりに努めます。

⑤ 校名・校歌・校旗等について

それぞれの学校・園の歴史や伝統を尊重し、新しい学校に継承されるように配慮します。また、校名・校歌・校旗などについては関係者の方々と協議し、双方の同意を得ながら決定していきます。

③ 通学について

適正化によって通学路が変更される場合、通学の安全確保に努めます。また、通学距離が標準を超える場合、公共交通機関が未整備の地域においてはスクールバス等の通学条件について検討します。

⑥ ホームページによる情報の原則公開について

学校規模適正化について、進捗状況の報告や推進協議会で話し合われた内容、市民・保護者・地域の皆様からいただいたご意見・ご質問についての回答などを公開し、市民の皆様のご理解を得られるように努めます。

(5) 統合・再編による学校・園の空き施設の利活用

統合・再編後の学校・園の施設を再利用・再活用し地域の活性化の拠点としていくための施策を地域の方々と協議し、学校教育施設、社会教育施設、体験交流施設、宿泊施設等幅広い視点から時代のニーズにあった有効活用を検討します。

「なら教育の日」の標語



学びあい
いい奈良つくろう
なら教育の日

12月2日は「なら教育の日」です

◆ 問い合わせ先 ◆

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市教育委員会教育総務部教育企画課
TEL : 0742-34-5386
FAX : 0742-34-6917
e-mail : kyouikukikaku@city.nara.lg.jp

中学校区別実施計画（案）

平成19年度から平成28年度までの10年間で「前期」「中期」「後期」の3期に分けました。前期には「過小規模校」及び「早期に適正化の必要な小規模校・大規模校」から優先して適正化を計画しています。中期や後期には、幼児・児童・生徒数の推移を見て判断する必要がある学校・園の適正化を計画しています。

規模についての説明

※規模については平成24年度の推計値で判断

過小…過小規模校 小…小規模校
適…適正規模校 大…大規模校
小☆…早期に適正化が必要な小規模校
大☆…早期に適正化が必要な大規模校

中学校区	学校・園名(人数)規模 ※人数は平成19年5月1日現在	前 期 平成19～22年度	中 期 平成23～25年度	後 期 平成26～28年度
平 城 西	《中学校》 ・平城西中学校(329) 適 《小学校》 ・右京小学校(284) 小 ・神功小学校(507) 適 《幼稚園》 ・右京幼稚園(50) 小☆ ・神功幼稚園(66) 小☆	小学校に併設 幼小連携教育 ○右京幼稚園の右京小学校内への併設を具体的に検討 ・右京幼稚園は、小規模で園舎が老朽化していることから、義務教育との接続の視点を踏まえ、小学校内に併設し、幼小連携教育の強化を図る。	○神功幼稚園の小規模化が継続するようであれば、神功小学校内への併設、保育園との連携などを検討 ○右京小学校の小規模化が継続するようであれば適正化について検討	
平 城 東	《中学校》 ・平城東中学校(506) 適 《小学校》 ・朱雀小学校(362) 適 ・佐保台小学校(80) 小☆ ・左京小学校(481) 適 《幼稚園》 ・朱雀幼稚園(48) 小☆ ・佐保台幼稚園(4) 過小 ・左京幼稚園(72) 小	統合・再編 認定こども園 ○佐保台幼稚園の左京幼稚園への統合・再編を具体的に検討 ・佐保台幼稚園は、過小規模が継続することから、左京幼稚園に統合・再編し、統合先の左京幼稚園において幼稚園型の認定こども園を導入し、子育て支援の充実を図る。	○朱雀幼稚園の小規模化が継続するようであれば、朱雀小学校内への併設、保育園との連携などを検討 ○佐保台小学校の過小規模の状況が継続するようであれば統合・再編について検討	
富 雄	《中学校》 ・富雄中学校(856) 大☆ 《小学校》 ・富雄北小学校(905) 大☆ ・鳥見小学校(477) 適 ・富雄第三小学校(492) 適 [三雄小学校]…富雄南中参照 《幼稚園》 ・富雄北幼稚園(157) 適 ・鳥見幼稚園(62) 小 ・富雄第三幼稚園(81) 小	小学校に併設 幼小連携教育 ○鳥見幼稚園の鳥見小学校内への併設を具体的に検討 ・鳥見幼稚園は、小学校と離れており、小規模で園舎が老朽化していることから、義務教育との接続の視点を踏まえ、小学校内に併設し、幼小連携教育の強化を図る。	○富雄第三幼稚園の小規模化が継続するようであれば富雄第三小学校内への併設などを検討 ○富雄北小学校は、引き続き、校区の見直し・再編、通学区域の弾力化を図り、大規模を解消	
登 美 ヶ 丘 北	《中学校》 ・登美ヶ丘北中学校(287) 適 《小学校》 ・登美ヶ丘小学校(618) 適 ・東登美ヶ丘小学校(547) 適 《幼稚園》 ・登美ヶ丘幼稚園(89) 小 ・東登美ヶ丘幼稚園(68) 小		○登美ヶ丘幼稚園の小規模化が継続するようであれば登美ヶ丘小学校内への併設などについて検討 ○東登美ヶ丘幼稚園は、園舎の老朽化による改築等に当たっては、幼小連携の強化や認定こども園の導入について検討	
二 名	《中学校》 ・二名中学校(518) 適 《小学校》 ・青和小学校(687) 大 ・二名小学校(407) 適 [登美ヶ丘小]…登美ヶ丘北中参照 《幼稚園》 ・青和幼稚園(116) 適 ・二名幼稚園(57) 小		○二名幼稚園の小規模化が継続するようであれば二名小学校内への併設などを検討	

中学校区	学校園名(人数)規模 ※人数は平成19年5月1日現在	前 期 平成19～22年度	中 期 平成23～25年度	後 期 平成26～28年度
伏 見	《中学校》 ・伏見中学校(561)適 《小学校》 ・伏見小学校(642)大 ・あやめ池小学校(502)適 ・西大寺北小学校(540)大 《幼稚園》 ・伏見幼稚園(118)適 ・あやめ池幼稚園(79)小 ・西大寺北幼稚園(83)適		○あやめ池幼稚園の小規模化が継続するようであれば適正化について検討	
富 雄 南	《中学校》 ・富雄南中学校(557)適 《小学校》 ・富雄南小学校(545)大 ・三碓小学校(924)大☆ [あやめ池小]…伏見中参照 《幼稚園》 ・富雄南幼稚園(65)小 ・三碓幼稚園(96)適	認定こども園 ○富雄南幼稚園において幼稚園型認定こども園を具体的に検討 ・富雄南幼稚園において、幼稚園型の認定こども園を導入し、子育て支援の充実を図る。		
登 美 ケ 丘	《中学校》 ・登美ヶ丘中学校(306)適 《小学校》 ・鶴舞小学校(312)小 ・平城西小学校(306)小 [登美ヶ丘小]…登美ヶ丘北中参照 [東登美ヶ丘小]・登美ヶ丘北中参照 《幼稚園》 ・鶴舞幼稚園(49)小☆ ・平城西幼稚園(36)小☆		○平城西幼稚園の小規模化が継続するようであれば平城西小学校内への併設などを検討 ○鶴舞幼稚園の小規模化が継続するようであれば適正化について検討 ○鶴舞、平城西小学校の小規模化が継続するようであれば適正化について検討	
京 西	《中学校》 ・京西中学校(600)適 《小学校》 ・六条小学校(854)大☆ ・伏見南小学校(441)適 《幼稚園》 ・六条幼稚園(122)適 ・伏見南幼稚園(63)適	○六条小学校は大規模校であるが、児童数が減少傾向にあることから、児童数に応じた教育環境の整備により対応		
都 跡	《中学校》 ・都跡中学校(341)適 《小学校》 ・都跡小学校(676)大 《幼稚園》 ・都跡幼稚園(99)適 ・佐紀幼稚園(26)過小	統合・再編 認定こども園 ○佐紀幼稚園の都跡幼稚園への統合・再編を具体的に検討 ・佐紀幼稚園は、過小規模が継続することから、都跡幼稚園に統合・再編するとともに、統合先の都跡幼稚園において幼稚園型の認定こども園を導入し、子育て支援の充実を図る。 ○都跡小学校における遠距離通学となっている地域について、通学区域の弾力化を検討		
平 城	《中学校》 ・平城中学校(407)適 《小学校》 ・平城小学校(677)大 [平城西小]…登美ヶ丘中参照 [西大寺北小]…伏見中参照 [都跡小]…都跡中参照 《幼稚園》 平城幼稚園(119)適			

中学校区	学校園名(人数)規模 ※人数は平成19年5月1日現在	前 期 平成19～22年度	中 期 平成23～25年度	後 期 平成26～28年度
飛 鳥	《中学校》 ・飛鳥中学校(346)適 《小学校》 ・飛鳥小学校(653)大 [椿井小]・・・三笠中参照 《幼稚園》 飛鳥幼稚園(77)小			○飛鳥幼稚園の小規模化が継続するようであれば飛鳥小学校内への併設などを検討
若 草	《中学校》 ・若草中学校(442)適 《小学校》 ・鼓阪小学校(152)小☆ ・佐保小学校(437)適 ・鼓阪北小学校(296)小 [相和小]・・・興東中参照 《幼稚園》 ・鼓阪幼稚園(15)過小 ・佐保幼稚園(81)適 ・鼓阪北幼稚園(23)小☆	統合・再編 認定こども園 ○鼓阪北幼稚園の鼓阪幼稚園への統合・再編を具体的に検討 ・鼓阪、鼓阪北幼稚園は、ともに過小規模が継続することから、鼓阪幼稚園に統合・再編するとともに、統合先の鼓阪幼稚園において幼稚園型の認定こども園を導入し、子育て支援の充実を図る。		○鼓阪、鼓阪北小学校の小規模化が継続するようであれば適正化について検討
春 日	《中学校》 ・春日中学校(676)適 《小学校》 ・済美小学校(594)適 ・大安寺小学校(372)適 ・済美南小学校(311)小 《幼稚園》 ・済美幼稚園(102)適 ・大安寺幼稚園(64)適			○済美南小学校の小規模化が継続するようであれば適正化について検討
三 笠	《中学校》 ・三笠中学校(858)大 《小学校》 ・椿井小学校(220)小 ・大宮小学校(523)大 ・大安寺西小学校(615)適 ・佐保川小学校(579)適 《幼稚園》 ・大宮幼稚園(78)小 ・大安寺西幼稚園(77)適	○椿井小学校は、整備された施設・設備を生かし、難聴児教育のセンター的役割を担う学校づくりを進める。		○大宮幼稚園の小規模化が継続するようであれば適正化について検討
都 南	《中学校》 ・都南中学校(672)適 《小学校》 ・東市小学校(291)適 ・辰市小学校(410)適 ・明治小学校(407)適 ・帯解小学校(144)小☆ ・精華小学校(23)過小 《幼稚園》 ・東市幼稚園(34)小☆ ・辰市幼稚園(50)小 ・明治幼稚園(79)小 ・帯解幼稚園(23)過小 ・精華幼稚園(7)過小	統合・再編 認定こども園 ○精華幼稚園と帯解幼稚園の統合・再編及び帯解保育園との認定こども園への再編を具体的に検討 ・精華、帯解幼稚園は、過小規模が継続することから、統合・再編する。しかし、統合・再編しても過小規模であることから、帯解保育園との認定こども園への再編を図り、長時間保育や子育て支援を充実する。 統合・再編 幼小連携教育 ○精華小学校の帯解小学校への統合・再編を具体的に検討 ・精華小学校は、過小規模が継続することから、帯解小学校に統合・再編するとともに、幼児教育との接続の視点を踏まえ、幼稚園・保育園との連携を強化する。	○東市幼稚園の小規模化が継続するようであれば東市小学校内への併設などについて検討 ○辰市、明治幼稚園の小規模化が継続するようであれば適正化について検討	

中学校区	学校園名(人数)規模 ※人数は平成19年5月1日現在	前 期 平成19～22年度	中 期 平成23～25年度	後 期 平成26～28年度
田 原	《中学校》 ・田原中学校(51) 過小 《小学校》 ・田原小学校(62) 過小 《幼稚園》 ・田原幼稚園(8) 過小	○田原小学校、田原中学校は、小中一貫教育を軸に活性化を図るとともに、田原幼稚園との連携を強化する。		
柳 生	《中学校》 ・柳生中学校(43) 過小 《小学校》 ・柳生小学校(35) 過小	統合・再編 認定こども園 ○大柳生、狭川(休園中)幼稚園と柳生保育園の認定こども園への再編を具体的に検討 ・大柳生、狭川(休園中)幼稚園は、過小規模が継続することから、柳生保育園と(仮称)東部認定こども園として再編を図り、就労の有無に関係なく満3歳から幼稚園教育を受けられるようにするとともに、長時間保育や子育て支援を充実する。		
興 東	《中学校》 ・興東中学校(41) 過小 《小学校》 ・大柳生小学校(30) 過小 ・相和小学校(48) 過小 《幼稚園》 ・大柳生幼稚園(3) 過小 ・狭川幼稚園(休園中)	統合・再編 小中一貫教育 ○柳生、大柳生、相和小学校の統合・再編を具体的に検討 ・柳生、大柳生、相和小学校は、過小規模が継続することから、統合・再編するとともに、小中一貫教育など特色ある教育を導入する。 統合・再編 小中一貫教育 ○柳生、興東中学校の統合・再編を具体的に検討 ・柳生、興東中学校は、過小規模が継続することから、統合・再編するとともに、小中一貫教育など特色ある教育を導入する。	○小中一貫教育の充実を図るとともに、認定こども園を含めた幼児教育と小中一貫教育の連携の強化について検討	○東部ゾーン内の全ての学校・園において今後ますます小規模化が進むと予想されることから、さらに統合・再編を検討し、小中一貫教育の充実や特認校制度などを活用した新たな学校づくりを進める。 また、幼稚園の統合・再編に関わっては、小中学校の統合・再編と関連させるとともに、保育園も含めた適正化について検討する。
月 ヶ 瀬	《中学校》 ・月ヶ瀬中学校(35) 過小 《小学校》 ・月ヶ瀬小学校(90) 過小	認定こども園 ○月ヶ瀬保育園において、保育所型認定こども園の導入を具体的に検討 ・月ヶ瀬保育園において、子育て支援の充実、就労の有無に関係なく満3歳から幼稚園教育を受けられるようにすることなどの観点から、保育所型の認定こども園を導入する。	○月ヶ瀬小学校、中学校において小中一貫教育や特認校制度の導入を検討 ○認定こども園を含めた保小中の連携の強化について検討	
都 祁	《中学校》 ・都祁中学校(229) 小 《小学校》 ・並松小学校(86) 小☆ ・都祁小学校(128) 小☆ ・吐山小学校(86) 小☆ ・六郷小学校(86) 小☆	認定こども園 ○並松、都祁、吐山、三城保育園及び休園中の小倉、深川保育園を統合するとともに幼稚園を設置し、認定こども園制度を導入する。 ・6保育園を統合・再編するとともに、新たに幼稚園を設置し、幼保一体施設の認定こども園を導入する。就労の有無に関係なく満3歳から幼稚園教育を受けられるようにするとともに、子育て支援を充実する。	○並松、都祁、吐山、六郷小学校の小規模化が継続するようであれば統合・再編による適正化を検討 ○小学校の統合・再編が実施された場合は、都祁中学校との小中一貫教育や認定こども園を含めた保幼小中の連携の強化について検討	